

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人蓮貞吉の上告趣意は、事実誤認、単なる法令違反、量刑不当の主張であつて、いずれも刑訴法四〇五条の上告理由にあたらぬ（なお、原判決は、その引用する第一審判決判示第二事実について、所論の指摘するとおり、その被害金額を誤認した疑いがあるが、いまだ同法四一條を適用すべきものとは認められない。）。

よつて、同法四一四條、三八六條一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五〇年四月二四日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	下	田	武	三
裁判官	藤	林	益	三
裁判官	岸		盛	一
裁判官	岸	上	康	夫
裁判官	団	藤	重	光